

第 36 回 岡山県作業療法学会 託児室利用規約

託児室利用に際しましては、下記の事項をご確認・ご了承の上、お申し込みください。

【1】託児室について

1. 本託児室は、第 36 回岡山県作業療法学会から委託を受けたボナミ企画有限会社が運営致します。
2. 託児室の利用は、学会参加者に同伴するお子様に限ります。就学前のお子様を対象とします。

【2】利用料金について

無料です。

【3】ご利用にあたって

1. 事前に申し込みをされた方でも、お子様の体調が悪い場合には原則としてお預かりできません。感染拡大防止のためご理解ください。
 - ・インフルエンザ、新型コロナ（症状消失後 5 日間経過していない場合）
 - ・ウイルス性呼吸器疾患（風邪や RS ウイルスなど診断の有無にかかわらず、当日呼吸器症状・発熱などがある場合）
 - ・感染性胃腸炎／急性下痢症／急性嘔吐症（症状消失後 3 日間経過していない場合）
 - ・流行性結膜炎（発症から 7 日間経過しておらず、眼科医の了解を得ていない場合）
 - ・その他：上記に限らず伝染性の疾病に罹患している場合
2. 2 月 11 日（日）のお子様の昼食は、保護者の方とご一緒にお取り頂くことも、シッターとお取り頂くことも可能です（その際は、託児室をご利用いただけます）。また投薬される場合は保護者の責任で行ってください。シッターは投薬できません。
3. 当日はお子様の着替えとタオル（オムツが外れていないお子様は、必要数の紙おむつや着替えなど）をご持参下さい。
また託児室には、おもちゃ、お茶、簡単なおやつを用意していますが、お気に入りのおもちゃやおやつ等を持参されても結構です。
アレルギーなどのあるお子様につきましては、事前に利用申込書へその旨をご記入いただき、おやつや昼食の御準備をお願いいたします。
4. お迎えは原則として、お預け時と同じ方で行います。代理の方へお引き渡しをご希望の場合は、受付時にお申し出ください。もし異なる場合には、身分証明書の提示をお願いすることがございます。

5. 事故等が起こらないように最大限の努力は払いますが、不測の事態に対しては、保護者が迅速に対応をすることを前提としています。そのため、当日の緊急連絡先（携帯電話番号）は必ず申込書に記入してください。また託児中は学会会場から外出しないでください。
6. 託児中、万一事故が起きた場合は、シッター会社が加入する保育サービス業総合保障制度の範囲内で保障されますが、当該限度額を超える損害等については、第36回岡山県作業療法学会実行委員会、一般社団法人岡山県作業療法士会では責任を負いかねますので、ご了承ください。

以上

第36回 岡山県作業療法学会 実行委員会
一般社団法人 岡山県作業療法士会